

●定期予防接種の実施方法と接種年齢●

お子さんの予防接種

<集団接種>

類	標準的な接種年齢	回数	間隔	予防接種法に基づく対象者	備考
BCG	生後5月に達したときから 生後8月に達するまで	1回	—	1歳に至るまでの間にある者	場所 宮津市福祉・教育総合プラザ 4階

<個別接種>

類	標準的な接種年齢	回数	間隔	予防接種法に基づく対象者	備考
ロタウイルス	<初回（1回目）接種> 生後2か月から 出生14週6日後まで	備考 参照	27日以上	出生6週0日後から ・ロタリックス（1価） 24週0日後までの間にある者 ・ロタテック（5価） 32週0日後までの間にある者	接種回数 ・ロタリックス 2回 ・ロタテック 3回
ヒブ	<初回接種> 生後2月から生後7月に至るまで	3回	生後12月に至るまでの間に、 27日以上 (医師が必要と認めた場合は 20日以上)	生後2月以上生後60月に 至るまでの間にある者	接種開始月齢 や初回接種終了の 有無により、接種回数が異なり ます。
	<追加接種> 初回接種終了後7月以上	1回	初回接種終了後 7か月以上		
小児用 肺炎球菌	<初回接種> 生後2月から生後7月に至るまで	3回	生後24月に至るまでの間に、 27日以上	生後2月以上生後60月に 至るまでの間にある者	接種開始月齢 や初回接種終了 時期により、接種回数が異なり ます。
	<追加接種> 生後12月から 生後15月に至るまで	1回	初回接種終了後60日以上 かつ生後12月に至った日以降		
B型肝炎	生後2月に至った時から 生後9月に至るまで	2回	27日以上	1歳に至るまで	
		1回	第1回目の注射から139日以上		

四種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ	<1期初回> 生後2月に達した時から 生後12月に達するまで	3回	(標準) 20日~56日まで	生後2月から生後90月に 至るまで	
	<1期追加> 第1期初回接種終了後 12月から18月まで	1回	初回接種3回目終了後 概ね1年~1年半の間に1回		
五種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ	<1期初回> 生後2月に達した時から 生後12月に達するまで	3回	(標準) 20日~56日まで	生後2月から生後90月に 至るまで	
	<1期追加> 第1期初回接種終了後 6月から18月まで	1回	初回接種3回目終了後 概ね1年~1年半の間に1回		
麻しん・ 風しん (MR)	1歳から2歳未満	1回		生後12月から24月に 至るまで	満1歳になったらできるだけ 早期に接種しましょう。
	幼稚園・保育所の年長児	1回		5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学の始期に達するまでの 日の1年前の日から当該始期に 達する日の前日までの間にある人	
水痘	<1回目> 生後12月から生後15月に 達するまで	2回		生後12月から36月に 至るまで	満1歳になったらできるだけ 早期に接種しましょう。
	<2回目> 1回目の接種終了後6月から 12月までの間隔		3月以上		
日本脳炎	<1期初回> 3歳に達した時から4歳に 達するまで	2回	6日以上	生後6月から生後90月に 至るまで	3歳未満で接種を希望される方は 宮津市健康増進係へ連絡ください。 ※平成7年4月2日~平成19年4月 1日生まれの方に対する日本脳炎の 定期予防接種の対象者は「4歳以上 20歳未満の者」となります。
	<1期追加> 4歳に達した時から5歳に 達するまで	1回	1期初回接種終了後6月以上		
	<2期> 9歳に達した時から10歳に 達するまで	1回		9歳以上13歳未満	

二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳に達した時から12歳に 達するまでの期間	1回		11歳に達した時から13歳に 達するまでの期間	
子宮頸がん (HPV)	13歳となる日の属する年度の 初日から当該年度の末日	2回 または 3回	2回目・3回目の接種間隔 ・サーバリックス(2価)を接種 する場合 1回目から1ヵ月後に2回 目・6ヵ月後に3回目を接種 ・ガーダシル(4価)またはシル ガード(9価)を15歳になっ てから1回目の接種する場合 1回目から2ヵ月後に2回 目・6ヵ月後に3回目を接種 ・シルガード(9価)を15歳に なるまでに1回目の接種する場 合 1回目から6ヵ月後に2回目	12歳となる日の属する年度の 初日から16歳となる日の属する 年度の末日までの間にある女子	接種回数 ・サーバリックス(2価)を接種する場 合 3回接種 ・ガーダシル(4価)またはシルガー ド(9価)を15歳になってから1回目 の接種する場合 3回接種 ・シルガード(9価)を15歳になるま でに1回目の接種する場合 2回接種

成人男性に対する抗体検査・予防接種

<抗体検査>

類	実施期間	回数	予防接種法に基づく対象者	備考
風しん	令和7年3月31日まで	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に 生まれた男性	

<個別接種>

類	実施期間	回数	予防接種法に基づく対象者	備考
麻疹・ 風しん (MR)	<第5期> 令和7年3月31日まで	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に 生まれた男性	風しんに係る抗体検査を受けた結 果、十分な量の風しんの抗体がある ことが判明し、当該予防接種を行う 必要がないと認められた方を除きま す。

高齢者の予防接種

<個別接種>

類	予防接種法に基づく対象者	回数	期間	費用	備考
インフルエンザ	接種日において ① 65歳以上の方 ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する方で、その疾患に関する身体障害者手帳1級の方、又は相応と医師が判断した方	1回	10月中旬 から 12月中旬	1,500円 (生活保護世帯の方) 無料	
肺炎球菌	① 65歳の方 ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する方で、その疾患に関する身体障害者手帳1級の方、又は相応と医師が判断した方	1回		3,000円 (生活保護世帯の方) 無料	①の対象の方には、接種に必要な書類を送付します。 ※ ①②の対象者のうち、これまでにこのワクチンを1回以上接種した方は対象者から除外します。